甲欄
乙欄

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

所属		職名		住所	(郵便番号 －)	氏名	(フリガナ) (生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日)	整理番号	

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1		円	円	円	人	円	円	円
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	計		①	②			③		
賞与等							(税率 %)		
							(税率 %)		
							(税率 %)		
							(税率 %)		
	計		④	⑤			⑥		

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
	月	円	円	月	円	円

扶養控除等の申告・各種控除額	区分 / 申告月日	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	一般の障害者 本人・配・扶（ 人）	特別障害者 本人・配・扶（ 人）	同居特別障害者 配・扶（ 人）	寡婦又はひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
申告の有無	当初	有・無	人	人	人	人	人	人	人	寡婦・ひとり親	有・無	当初 人	有・無
有・無	/	有・無								寡婦・ひとり親	有・無		
	/	有・無								寡婦・ひとり親	有・無	月日 人	
	控除額 1人当たり（万円）		38	63	58	48	27	40	75	27（寡婦） 35（ひとり親）	27		
	控除額 合計（万円）												

区分		金額	税額
年末調整	給料・手当等	① 円	③ 円
	賞与等	④	⑥
	計	⑦	⑧
	給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
	所得金額調整控除額（(⑦－8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0）	⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円)	
	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）（⑨－⑩）	⑪	
	社会保険料等控除額 給与等からの控除分（②＋⑤）	⑫	
	社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬	
	社会保険料等控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑭	
	生命保険料の控除額	⑮	
	地震保険料の控除額	⑯	
	配偶者（特別）控除額	⑰	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	
	基礎控除額	⑲	
	所得控除額の合計額（⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	⑳	
	差引課税給与所得金額（⑪－⑳）及び算出所得税額	㉑ (1,000円未満切捨て)	㉒
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		㉓
	年調所得税額（㉒－㉓、マイナスの場合は0）		㉔
	年調年税額（㉔×102.1%）		㉕ (100円未満切捨て)
	差引超過額又は不足額（㉕－⑧）		㉖
	超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉗
	超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉘
	超過額の精算 差引還付する金額（㉖－㉗－㉘）		㉙
	超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額		㉚
	超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額		㉛
	不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額		㉜
	不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額		㉝

所得金額調整控除の適用 有・無
（※ 適用有の場合は⑩に記載）

配偶者の合計所得金額
（ 円）

旧長期損害保険料支払額
（ 円）

⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
（ 円）

⑬のうち国民年金保険料等の金額
（ 円）